

2012

No. 288

12

誰もが、その人らしく、安心して暮らせる“福祉社会”をめざして!

いばらきの 社会福祉

Social Welfare of Ibaraki

いぞぎく(ひたちなか市 磯崎海岸)

みんなの手で地域をつくらせ



はんどちゃん

はんどちゃんの紹介

はんどちゃんは、「福祉コミュニティづくり福祉県民運動」のキャラクターとして茨城県社会福祉協議会、茨城県内の市町村社会福祉協議会を中心に活用されています。

Contents

2 ～ 3

特集

・知っていますか?
「成年後見制度」!!

4

・第62回社会福祉大会を開催しました
・第21回全国ボランティアフェスティバル
みえに参加してきました

5

・第17回茨城県健康福祉祭いばらきねりん
文化祭わくわく美術展作品募集及び美術展のお知らせ
・茨城県はんどちゃん人づくり研修等事業
「施設職員等研修ガイド」(平成25年1月～3月開催予定分)
・福祉事業所人材育成セミナーのご案内
・平成24年度介護支援専門員実務研修受講試験の結果

6

・新設福祉施設の紹介
・わち合おう小さな善意
・福祉サービス利用のことで困っている方へ
(運営適正化委員会)
・はい!福祉相談です!

7

・社協職員リレートーク
・しせつの損害保険

8

・はんどちゃんネットワーク運動 サロン活動レポート
牛久市「たまり場 たまりん」

知っていますか?

成年後見制度!!

1 はじめに

わが国では、社会の高齢化が進行し、現在65歳以上の人が総人口に占める割合は20%を越え、今後も増加することは確実視されています。このような急速な高齢化が進む中、安心して老後を過ごすために、従来の「禁治産」「準禁治産」制度に代わり、平成12年4月から「成年後見制度」へと改正されました。

2 成年後見制度とは?

認知症等の理由で判断能力の不十分な方々は、財産の管理や契約締結を行うことが難しく、不利益な契約をしてしまい、悪質商法の被害に遭う恐れがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

3 成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

■法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

そして、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が成年後見人等の同意を得ないで自ら行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

法定後見制度



私

母が認知症になり、
金銭管理や法律行為が心配。
誰か支援してくれる人が
いないかな?



母(本人)

支援



後見人等

■任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

任意後見制度



私(本人)

今は元気だけど、もし私の判断能力が
不十分になった時のために
支援者を今のうちに決めておきたい。

支援



任意後見人

法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助 (※)
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など (注1)		
成年後見人等 (成年後見人・保佐人・補助人) の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注2)(注3)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注1)(注2)(注3)	同上 (注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	選挙権を失うほか、医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意見・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄・新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意見・取消権の範囲を広げることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

4 成年後見制度体制の強化(整備)

近年、認知症高齢者や独居高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の必要性はさらに増大すると考えられます。現在、身寄りのない人等については、家庭裁判所が第三者後見人を選出することになり、一般的に弁護士等の専門家が後見人になるケースが多く、増大するニーズへの対応が困難になっていましたが、平成24年に厚生労働省が老人福祉法を改正し、後見等に係る体制の整備が構築されつつあります。

5 最後に

人間関係や家族関係の希薄化といわれる現在の社会状況の中、成年後見制度は大きな期待を背負っています。成年後見制度の申込件数は年々増えていますが、国内の認知症高齢者数からみると成年後見制度の利用者数は少なく、一般的に広く知られていない状態です。成年後見制度についての問い合わせは、右記のとおりです。

成年後見制度の問い合わせ先

事業所	電話番号
法テラス	0570-078374
茨城県弁護士会 法律相談センター	水戸 029-227-1133
	土浦 029-821-0122
	下妻 0296-44-2661
権利擁護・成年後見センター 「ばあとなあいばらき」 (茨城県社会福祉士会事務局)	029-244-9030
公益社団法人成年後見センター・ リーガル・サポート茨城支部	029-302-3166

また、茨城県社会福祉協議会では、成年後見制度のような法的支援ではなく、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いなどの生活支援として「日常生活自立支援事業」を行っています。お問い合わせは下記または市町村社会福祉協議会となっています。

茨城県日常生活自立支援センター
TEL 029-241-1134

第62回茨城県社会福祉大会を開催しました

茨城県・茨城県社会福祉協議会・茨城県共同募金会の主催により、10月26日(金)常陸太田市民交流センター「パーティホール」大ホールにおいて、約1,000名の方々のご参加をいただき開催いたしました。

当日は、常陸太田市社会福祉協議会 多機能福祉サービス第一事業所「つばさ」の皆様による踊りと寸劇「つばさ流水戸黄門漫遊記」で幕を開け、続いてタレントの荒木由美子氏に「私の介護」～荒木由美子が語る愛と感動の家族物語～と題して、20年に渡る義母への介護体験について講演いただきました。



また、大会の式典では、653個人・団体の皆様方が、茨城県知事表彰、茨城県社会福祉協議会会長表彰・感謝、茨城県共同募金会会長表彰を受賞されました。

その後、地元の高校生、茨城県立太田第一高等学校、茨城県立太田第二高等学校、茨城県立佐竹高等学校の生徒による「大会宣言」が提案され、満場一致で採決されました。

受賞者の皆様のご功績とご苦勞をたたえますとともに、今後ますますのご発展を祈念いたします。



第21回全国ボランティアフェスティバルみえに参加してきました

9月29日(土)・30日(日)、全国ボランティアフェスティバルが三重県で開催されました。このフェスティバルは、ボランティア活動の活性化及び、ボランティア活動を行っている方、活動に興味のある方の交流を目的とした、日本で唯一のボランティアの祭典です。

今年、本会では茨城県内でボランティア活動をしている方たちの交流と研究協議の促進のため「ボランティア活動ステージアップ研修」と題して、茨城県内のボランティアの方々と共にフェスティバルに参加しました。

フェスティバル当日、開会30分前にもかかわらず、既に会場は満員で、開会前から盛り上がりを見せていました。1日目は全体会として、三重県知事とNPO法人の方々がパネリストとなり、東日本大震災を機に顕在化した地域社会の課題を解決するためのボランティア及び市民のボランタリーな活動について「三重からみえる未来の絆」と題し、2時間にわたり熱いテーマトークが行われました。

2日目はフェスティバルのメインである分科会が行われました。分科会は「生き生きささえ愛」「まちづくり」「災害」「文化・国際」「若者」の5つに分類され、さらにそ

れぞれの分野の中でも細かくテーマが分けられ、30の分科会で構成されていました。分科会に参加された方々は年齢も地域も異なるため、多くの情報交換ができた大変好評でした。

分科会後、いくつかのイベントを行う予定でしたが、台風の直撃によりフェスティバルは分科会をもって終了になってしまいました。しかし、今回のフェスティバルに参加したことで、ボランティアに関する新しい知識を蓄え、全国のボランティアの仲間達と交流をすることができ、充実した時間を過ごすことができました。

来年の開催地は高知県です。ボランティア活動に興味のある方は、来年のボランティアフェスティバルに参加されてはいかがでしょうか。皆さんの参加をお待ちしております。



分科会(まちづくり)の様子

第17回茨城県健康福祉祭いばらきねりん文化祭 わくわく美術展作品募集及び美術展のお知らせ

第17回茨城県健康福祉祭わくわく美術展を開催するにあたり、下記により作品を募集いたします。

■応募資格 県内に在住する昭和29年4月1日以前に生まれたアマチュアの方

■部 門 日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真

■作品の搬入 平成25年1月17日(木)～19日(土)
午前9時30分～午後4時
茨城県立県民文化センター搬入口(1階事務所側)

■出展方法 出展される方は、上記作品の搬入日時に県民文化センターへ搬入してください。
なお、美術展は右記のとおり開催いたします

■会 期 平成25年2月23日(土)～3月1日(金)

■会 場 茨城県立県民文化センター
美術展示室及び分館

■問合せ先 茨城わくわくセンターTEL 029-243-8989

茨城県はんどちゃん人づくり研修等事業
「施設職員等研修ガイド」

(平成25年1月～3月開催予定分)

1月	18日	福祉事業所人材育成セミナー
	22～23日	ファシリテーション研修
	30～31日	子育て支援担当者研修
2月	6～7日	リスクマネジメント研修 B コース
	20日	介護職員研修
	26日	保育所保育士研修
3月	5日	社会福祉施設等看護師研修
	14日	社会福祉法人管理代表者研修

※日程につきましては、あくまで予定です。講師との調整などにより、開催日が変わる場合がございますので、予めご了承ください。

※なお、本会ホームページ「研修・会議のご案内」からも研修案内が閲覧できますので、ぜひご利用ください。

福祉事業所人材育成セミナーのご案内

■と き 平成25年1月18日(金) 13:00～16:30
茨城県総合福祉会館1階

■と ころ コミュニティホール(水戸市千波町1918)

■参加対象 福祉事業に関わる方ならどなたでも参加できます

■内 容 講義／「福祉事業所人材育成セミナー
～採用・育成・定着の効果的すめ方～」
講師／株式会社エイデル研究所
主幹・主任研究員 鈴木 政彦 氏

■申込方法 受講申込書をFAXもしくはE-mailにて送信してください。

※本会ホームページにPDF形式で掲載中
http://www.ibaraki-welfare.or.jp/modules/pico_04/index.php?content_id=27

■申込期限 平成25年1月11日(金) 必着

■問合せ先 029-244-3755(福祉人材・研修部直通)

平成24年度
介護支援専門員実務研修受講試験の結果

10月28日(日)に「平成24年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験」を実施いたしました。今年度は3,114名の方が受験され、そのうち合格者は558名、合格率は17.9%という結果となりました。昨年度と比較しますと、受験者数は158名の増加となり、合格者数は192名の増加となりました。

職 種	合格者数(人)	構成比(%)
介護福祉士	364	65.2%
社会福祉士	54	9.7%
看護師	37	6.6%
相談援助業務従事者	26	4.7%
理学療法士	20	3.6%
介護等業務従事者	19	3.4%

合格者のうち構成比の高い職種は上記のとおりです。なお、本会では、合格者を対象に「介護支援専門員実務研修」(7日間、44時間以上)を平成25年1月～3月にかけて実施します。実務研修の全課程を修了することにより介護支援専門員として登録ができ、介護支援専門員証が交付されることにより実際に実務に従事することができます。



新設福祉施設の紹介 平成24年8月1日～平成24年10月31日までの開設

特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム あしま	社会福祉法人 凜徳会	定員／70名	〒308-0825 筑西市下中山360番地1	0296-48-9405
---------------	------------	--------	------------------------	--------------

保育園

つくばこどもの森保育園	社会福祉法人 花畑福祉会	定員／90名	〒300-2631 つくば市沼崎3097番地1	029-847-1155
-------------	--------------	--------	-------------------------	--------------

わかち合おう小さな善意

平成24年8月～平成24年10月善意金等の
預託と払い出し状況(敬称略)



ボランティア基金

預託者名	金額(円)
コマキケイABCアカデミーフラハラウ	100,000
合 計	100,000

善意金

預託者名	金額(円)
丸大食品株式会社	4,235
NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド 理事長 中村 維夫	500,000
合 計	504,235

善意品

預託者名	善意品	払出先名
早川ぶどう園 早川光明	ぶどう狩り招待 87名	社会福祉施設

使用済み切手・使用済テレホンカード等

預託者名	預託者名
きらら館 岡部 雄一	関彰商事株式会社 関正夫
株式会社 三共建設	茨城県母子寡婦福祉連合会
常陽ボランティア倶楽部	社会福祉法人和風会特別老人ホーム秋明館
高柳美幸 高柳真美 眞子勉	(株)風林
茨城県シルバー人材センター連合会	茨城県保健福祉部 長寿福祉課

県内社会福祉協議会(筑西市、取手市、日立市、神栖市、ひたちなか市、
城里町、つくばみらい市、水戸市、高萩市、常陸大宮市、古河市)

福祉サービス利用のことで困っている方へ
(運営適正化委員会)

老人ホーム、障がい者施設、保育所など、福祉サービスを利用されている方々の、利用中の悩みや困りごとのご相談を受けて、解決に向けたお手伝いをしています。相談は無料で秘密厳守ですので、お気軽にご相談下さい。

【受付時間】 月～金曜日 午前9時～午後5時
《土・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く》

【連絡先】 茨城県運営適正化委員会
TEL 029-305-7193 FAX 029-305-7194

Q 今度、障害者が守られる法律が出来たと聞きました。どのような法律ですか。

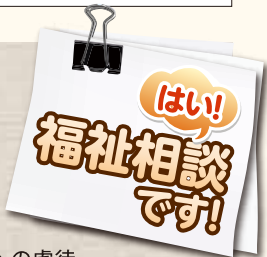
A 障害のある人が安心して暮らせる社会になるために、障害がある人への虐待に対して法的に措置を取ることができる「障害者虐待防止法」が平成24年10月より施行になりました。

障害のある人に対する虐待は、5種類に分類されています。

- 身体的虐待… 殴ったり、蹴ったり、熱いものや辛いものを無理に食べさせたりすること。
- 性的虐待… 性的暴力、性的行為の強要、ポルノ雑誌や映像を無理に見せたり出演させること。
- 心理的虐待… 侮辱する言葉を浴びせたり、怒鳴る、ののしる、差別的な扱いをして自尊心を傷つけこと。
- ネグレクト… 食事を与えない、必要な治療や衛生管理をしないこと。
- 経済的虐待… 給料を規程どおり支払わない、障害年金を渡さない、預貯金を本人の意思に反して使うこと。

上記のようなことが虐待とされています。またこのような虐待を発見した人は通報する義務があり、各市町村障害者虐待防止センターに通報することになります。通報者の秘密は守られます。

障害のある方もない方も、みんな安心して暮らせる社会になりたいですね。



剣禅一如の境地を目指して

下妻市社会福祉協議会 栗原 正徳

子供の頃からTVや映画に登場する正義の味方への憧れが強かった私にとって、武道や格闘技を習うのは自然の流れで、高校時代に街の空手道場に入門したのを皮切りに、これまでいくつかの武術を経験してきました。

そんな私が今もっとも熱中しているのが、天然理心流という古武道です。

私が古武道と出会ったのは8年前。県南地区で、この流派の稽古会が始まったという地方紙の記事を見たのがきっかけでした。

それまで空手などのいわゆる徒手空拳の武道を中心にやってきたので、始めたばかりの頃は、とにかく武士の所作や基本的な刀の振り方を覚えるので精一杯でしたが、いまではどうか先輩門人の方と同じように木刀が振れるようになってきました。習い始めて知ったのですが、剣術には精妙に作られた技のすごさや自然の理にかなった身体運用など、現代の体育理論や格闘技にも通じる部分が多くあり、その奥深さには驚嘆の一語に尽きます。またもう一つの気付きとして、精神修養に対する考

え方が徹底されており、まさに教育システムとしても精錬されていることです。

剣術は、技術面だけを見ると現代では実の用を為さない技術かもしれませんが、人格形成の道として、また、伝統的な文化を継承するという意味で、その存在価値は非常に高いといえます。

今の日本は物理的に豊かな時代にあり、生活スタイルの多様性は個々の文化性を高めました、個人主義も行き過ぎれば、ひずみとして利己主義を生みます。自己中心的な考えを持つ人や、すぐにキレる人が増えつつあるのはそうした背景があるからではないでしょうか。私は、高度経済成長の中で置き去りにしてしまった日本人の精神と絆の素晴らしさを、こうした伝統文化を通じて再認識していけるのではないかと思います。

剣の世界に「剣禅一如」という言葉があります。剣の修行の最終境地は、禅(心)の修業と一体であることを悟る、という意味なのですが、私は剣術の修業を通じて和の伝統美や先人の訓を守りつつ自分の心に向き合い、社会の一員としていかに世の中に貢献していけるかを人生のテーマとして、これから日々精進していきたいと思います。

※今回は、イケメンでありながらユーモアセンス抜群!社協の貴公子こと、結城市社協の池羽修一くんにつなぎます。



都内昭島市で行われた演武の一コマ

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金充実

- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆スケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体
契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱
代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763



牛久市 たまり場 たまりん

「こんにちは～」 「椅子、並べますね」 「準備はいいですか？」
…ここは牛久市の閑静な住宅街の中にある、区民館。たまり場 “楽しく身体を動かし、楽しく語らう集い『元気で長生き』”の皆さんが、毎週集まり、マットや椅子、エアロビクスステップ等を使用した、年齢にあった運動を行なっています。気持ち良い汗をかいたあとは、皆さん楽しみにしているお茶の時間。美味しいお菓子と楽しいお喋りに時が経つのも忘れそうです。

この、たまり場『元気で長生き』を支援しているのが、今回ご紹介する “市民がつくるたまり場グループ『たまりん』”の皆さん。『たまりん』は牛久市社会福祉協議会が平成20年に企画した『市民参加による住みよい街づくり』をテーマとした団塊世代による協働講座の受講者の方々が、講座終了後に作った、たまり場作りの実践活動を行なうグループです。翌

平成21年には、たまり場第一号の『お茶の間カフェ』を、平成22年には『元気で長生き』を開設しています。

「地域住民の関係が希薄になっている現代、

マンション内の住民同士が知り合い、助け合う環境づくりの必要性を感じ、マンションのゲストルームで週に1回住民同士が自由にお茶をしながらお喋りができる『お茶の間カフェ』を作りました」とは『たまりん』代表の菅沢純さん。『お茶の間カフェ』はマンションの住人であり、『たまりん』のメンバーでもある上玉利滋子さんが代表を務めています。『お茶の間カフェ』はマンションの皆さんの楽しい集いの場となり、楽しい会話のなかで、牛久市歴史散策、ホテル狩り、ヴァイオリンコンサート等の楽しい企画を計画し、実施しています。現在は、住人同士の挨拶も会話のある挨拶に変わり、マンション夏祭りを開設するまでになりました。「昨年の震災の時には、ご両親が帰宅難民になってしまったご家庭や、上層階のご家庭が

ゲストルームに避難して、みんなで協力して大変な局面を乗り越えました。住民同士の密なコミュニケーションと信頼が成り立っていたからできたことだと思います」。

一方、冒頭で紹介した『元気で長生き』は、牛久市主宰の体力アップ運動講座が終了し、その運動を続けたいと考えた参加者で作ったたまり場です。代表は、やはり『たまりん』メンバーの柳館さん。「私たちの場合は、運動器具を使うのでその購入や管理が問題となりました。運動器具は『たまりん』が牛久市社会福祉協議会からのアドバイスを受け、茨城県共同募金会に地域福祉特別助成金を申請し、これが無事通り、購入が出来ました。また、サロン開設時は運動器具を会員宅で保管し区民館へ持ち込んでいたのですが、現在は区民館の倉庫で保管してもらっています。これは、私たちの住民の皆さんへの “楽しい汗を流しましょう…” の呼びかけを行政区が評価してくれたものと思っています」

現在、『たまりん』の集まりは、牛久市社会福祉協議会内の一室で行なわれています。「牛久市社会福祉協議会の方が困った時にはアドバイスをくれたり時には出向いてくださり、私ども『たまりん』は各たまり場へのアドバイスや事務手続きのお手伝いなどをし、各たまり場は自分達で会を運営していく、という流れです。今後はもっとメンバーを増やして、地域に必要なたまり場のサポートをしていきたいと考えています」と菅沢さん。まさに、たまり場づくりの希望となる、『たまりん』の活動でした。



楽しく身体を動かす「元気で長生き」のみなさん



サロンを愛するメンバーのみなさん

いばらきの社会福祉

Social Welfare of Ibaraki



環境に配慮して再生紙と大豆油インキを使用しています

発行者

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

〒310-0586 水戸市千波町1918

TEL.029(241)1133(代) FAX.029(241)1434

<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

E-mail ibashakyo@ibaraki-welfare.or.jp



携帯電話で読み取るだけで簡単に「茨城県社協HP」にアクセスできます